

## サロン・ド・IP

### 意匠法について知っていますか？

意匠法改正を機会に知的財産の活用を考える

今は、一つのデザインが形になると、すぐにインターネット等を通じて世界中からそのデザインについてのコメントが寄せられる時代です。もしそれが、他者が過去に発表したものであったら“知らなかった。”では済まされません。一方で、逆の立場で権利を侵害されることもあり得ます。どうやって自らの仕事を世の中にアピールし、また守っていくか、デザインに関わる仕事もグローバルな視点が必要とされています。

昨年、経済産業省と特許庁から「デザイン経営」宣言が発表されました。そのプロジェクトチームの長であった木本直美氏を講師にお招きし、デザイン経営と意匠法について、他国の意匠制度との比較を交えて解説していただきます。また、新たに建築や内装のデザインを保護対象とする意匠法改正の要点や、国際的的制度としてハーグ協定についても触れます。



講師 木本 直美氏: 鈴榮特許総合事務所 理事/弁理士(商標意匠部)

平成3年特許庁入庁。平成11年米国サンノゼ州立大学デザイン学部にて客員研究員、平成20年審査業務意匠課意匠制度企画室を経て総務部総務課工業所有権制度改正審議室室長補佐として意匠法改正を担当、平成20年から経済産業省にて文化情報関連産業戦略調整官として日本のコンテンツの海外展開や電子書籍について担当。平成30年デザイン経営プロジェクトチームチーム長

- 日時 2019年7月23日(火)  
セミナー 18:30-20:00 (受付18:00~)  
懇親会 20:10-21:00

- 会場 東京デザインセンター 5F crafTecギャラリー  
〒141-0022 東京都品川区東五反田5-25-19

- 参加費 JIPAT会員・ビジター ¥1,000\_  
学生 ¥500\_  
懇親会参加費を含みます。

- 募集人員 50名

- 申込締切 2019年7月16日(火)

- 申込方法 webよりお申込みください。<http://jipat.gr.jp/?p=1193>

#### 東京デザインセンター



アクセス JR山手線五反田駅東口より徒歩2分  
都営浅草線五反田駅A7出口正面  
東急池上線五反田駅より徒歩3分